

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年4月25日

旭川商工信用組合

金融整理管財人

I はじめに

当組合は、平成13年6月22日、預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項に基づき「その財産をもって債務を完済することができない」状況にある旨金融庁長官に対し申し出を行い、同日金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

預金保険法第80条に基づき、当組合がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、平成14年1月18日に報告書を提出しているところであります。

本報告書は、金融整理管財人が預金保険法第83条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、旧経営陣すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の1つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人は、金融整理管財人補佐人2名及び職員の協力を得て法的責任追及の調査・検討を行ってきました。

平成13年8月には、弁護士4名、公認会計士2名からなる「経営責任解明委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、株式会社整理回収機構との協議、情報交換を致しながら法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構特別業務部の協力を得て「経営責任解明委員会」において当組合における旧経営陣の刑事責任の有無について明らかにすべく、また多額の不良債権を発生させた問題のある融資案件の調査および決算処理の内容調査について役職員への事情聴取を行う等、可能な限り調査し、解明に協力しているところでありますが、経理処理については後記のとおり違法行為が認められるところであり、その他の刑事責任有無についてもなお調査は継続しているところであります。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合破綻の直接要因は、有価証券の運用体制未整備による含み損の増大、特定企業への貸出金の不良化、融資審査・債権管理体制の不備による不良債権の増加に加え、不正経理による粉飾決算と認められることから、その背景を明らかにす

るため調査を行いました。

(2) 本日までの調査結果

i. 不正経理に関する調査について

(i) 未収利息の架空計上

平成4年3月期より裏付けのない伝票操作により、有価証券の未収利息が平成3年度から平成10年度までに最大140百万円から最小90百万円までが架空計上されております。

(ii) 投資信託の入替に伴う売却損の計上回避

平成5年3月期に多額の含み損を抱えた投資信託を売却し、新たに投資信託を購入しているが、実現した売却損等を上乘せした額を帳簿価格とする操作を行い、売却損の計上回避を図っていました。その金額は平成4年度から平成11年度までに最大2,981百万円から最小965百万円まで実体のない架空資産が計上されております。

(iii) 火災保険および積立傷害保険の償却回避

平成6年3月期に過去の保険積立金203百万円が誤って過大計上されていたことが判明したにもかかわらず、赤字決算を回避するために平成10年度まで是正のための償却をしておりませんでした。

(iv) 違法配当の実施

上記(i)～(iii)の不正経理を修正すると平成4年度以降は本来配当ができる収益状態でなく、違法配当金額の累計は357百万円となっております。

(v) 以上の不正経理に関与し、またはこれを知り得たにもかかわらず看過して違法配当の実施を常務会及び理事会において決議した役員については、善管注意義務・忠実義務違反が認められるところであり、違法配当実施額が当組合にとって財産流失による損害となっているのであるから、関与役員の民事責任を追究するのが相当と判断される案件であります。民事提訴を行うには、更に内容の精査を行う必要があります。

ii. 融資案件について

(i) 融資案件については、特定企業グループへの融資、当組合の関連会社に対する融資をはじめとして、大口の融資案件49先の貸出先に対する融資について、融資資料及び役員・職員からの事情聴取等により調査を行い、その決裁を行った役員らに責任を追究すべきか否かについて検討を行いました。

(ii) その結果、今日に至るまでの調査では、調査した49先の貸出先のうち、14先の貸出先に対する融資について、資金使途・返済能力・担保評価等に関して、審査不十分な融資と認められる案件の決裁をなした常勤役員らに善管注意義務・忠実義務違反による損害賠償責任の追究が相当と判断される案件であります。民事提訴を行うには、更に内容の精査を行う必要があります。

iii. 余資運用について

有価証券の運用による損失については、その多くが平成3年度までに発生した損失であって、当時の当組合における余資運用については、取引の規模に応じた適切な運用体制を整備することなく、一部の役員に取引を委ねる等、重大な不備があったものと認められるものの、行為時から既に10年以上を経過しており、民事責任を追及するには時効の問題も存するところであり、現時点においてその責任追及は困難であると思われます。

4. 旧経営陣に対する退職慰労金の自主返還請求について

- (1) 前経営陣には退職慰労金を支給しないことから追求しません。
- (2) 平成4年以降に退陣された元経営陣（理事長、専務理事、常務理事）には、受領済の退職慰労金の返還請求を行っております。
- (3) 退職慰労金以外でも元経営陣から私財提供を要請中であります。

5. 今後の対応について

上記案件については今後、株式会社整理回収機構において引続き責任追及が図られるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以上